

# 医療施設の現況

## パート I

### はじめに

茨城県社会生活統計指標は、昭和59年で第3版を発行した。昭和57年には「統計いばらき」誌上に「死亡率、老人のはなし、パートI・II」を、58年には「子供のはなし、パートI・II」を掲載した。今回は、「医療施設の現況」をパートI・IIに分けて述べることにする。パートIでは一般病院を、パートIIでは一般診療所・歯科診療所にスポットをあててみる。

昨今、マス・メディアでは、ガンなどの成人病問題、薬事関係の問題、体外受精等、医学と医療の話題が取り上げられることが多くなり、国民一人一人も自分自身の健康に関心を持つようになってきた。健康づくりには、疾病予防が必要であり、そのためには医療施設の存在は欠かせず、施設の充実度は“住みやすさ”の大きな指標の一つと思われる。

医療施設数は、昭和50年から、一般病院・一般診療所・歯科診療所等に分けて、「茨城県衛生統計年報」より、データを収集している。

今回発行した社会生活統計指標では、昭和52年と56年のデータを掲載しているので、2年分の医療施設数と人口10万人当たりの医療施設数の比較推移をみていこう。なお、人口10万人当たりの医療施設数は、医療施設数を人口総数で割った数字である。

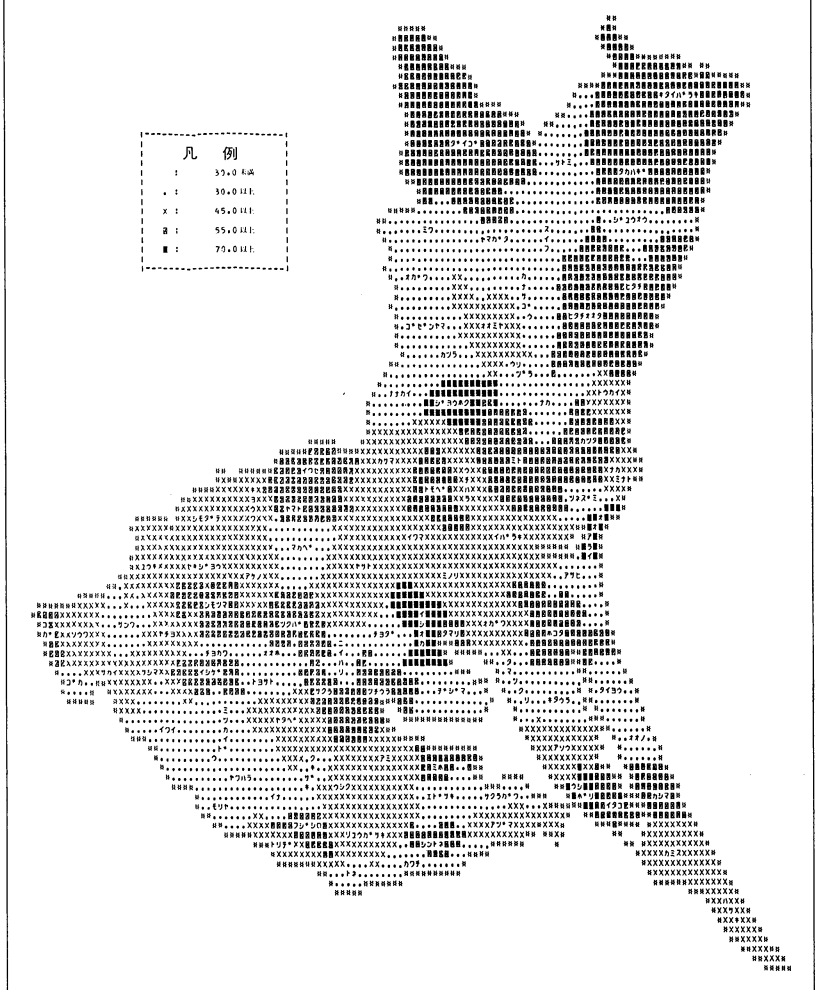
### 一般病院の地域的特徴

表一1は昭和52年から56年までの人口10万人当たりの一般病院数を市町村別に表章したもの

である。図一1は昭和52年の、図一2は昭和56年の人口10万人当たりの医療施設数について、コンピュータを使用し標準偏差を計算し、5区分し、地図化したものである。地域的な特徴を見いだそうとする場合、標準偏差の利用は有効である。そこで、この2つの図を検討してみよう。

昭和52年では、一般病院数は、水戸市・日立市・勝田市等人口の多い市部を含む県北平坦地域が多く、以下県南・県西・県北山間と続き、鹿行地域が最も少ない。これを人口10万人当たりの医療施設数でみると、やはり県北平坦地域が高く、以下鹿行、県北山間、県南、県西の順とな

図一1 昭和52年人口10万人当たり一般病院数



茨城県社会生活統計指標から

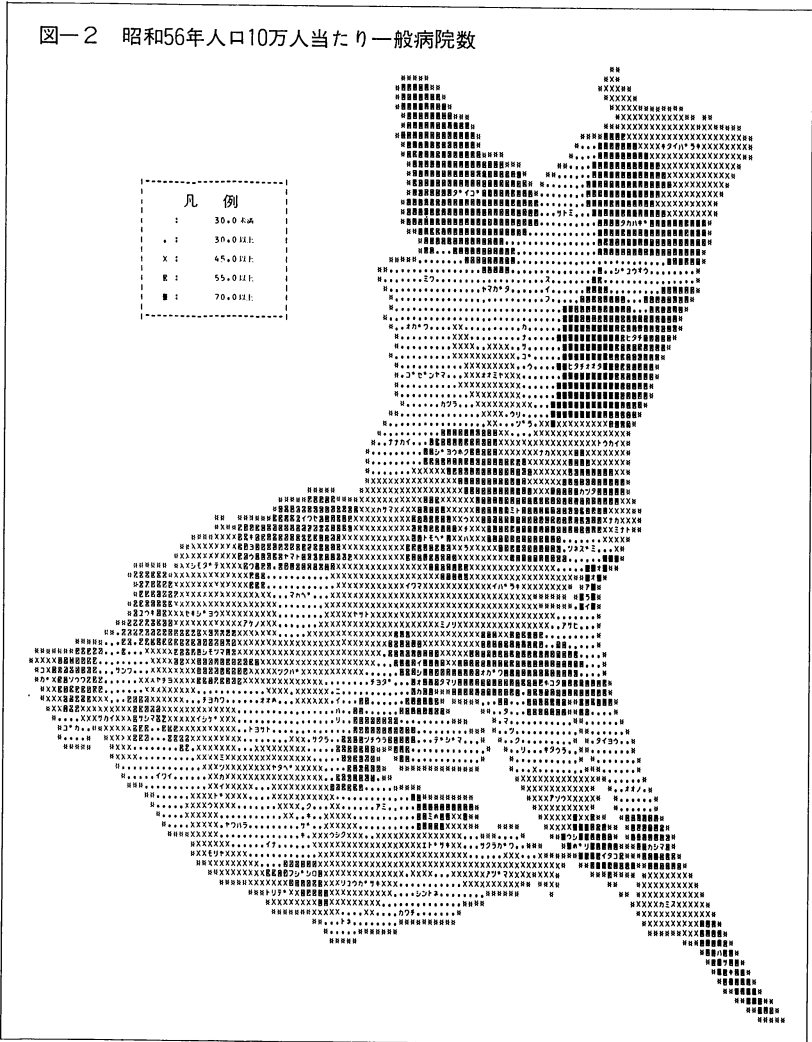
っている。市町村別では石岡市、常北町、大洗町、牛堀町等が高い数値を示した。逆に低い数値を示した市町村は、県北山間地域では、桂村、御前山村、七会村、瓜連町、山方町等、鹿行地域では、旭村、大洋村、大野村、北浦村等、県南地域では、桜川村、出島村、千代田村、新治村等、県西地域では、岩井市、谷和原村、五霞村、三和町等であり、県北平坦地域を除く4地域に多い。

昭和56年では、一般病院数の地域別順位は52年と変わりはない。人口10万人当たりの医療施設数では、県北平坦地域が高いことは変わらないが、以下県北山間、鹿行、県西、県南の順となっている。市町村別では、常陸太田市、大洗町、牛堀町等が高く、低い市町村は52年とほとんど変わらない状況である。

昭和52年と56年の間に動きのあった石岡市と常陸太田市の場合、まず石岡市は人口が6.3%増加したが、病院数は8から9と1施設増えただけなので、人口10万人当たりの数値は低下したわけである。また、常陸太田市の場合、人口増減がほとんどなかったが、病院数は4から8と倍増したため、数値も上昇したわけである。

このように、昭和52年と56年の人口10万人当たりの一般病院数について、数値の高い市町村と低い市町村をいくつか列記したが、地域の特徴を挙げてみると、増加した地域は、都市部でしかも鉄道、バス、道路網といった交通手段の発達した地区に多いと思われる。これに反し、数年来、人口増加率が高い県南地域では、一部地域を除いては、思ったほど伸びておらず、県北山間地域は、相変わらず低い

図一 昭和56年人口10万人当たり一般病院数



ことがわかる。

県内の一般病院数は、昭和52年の188から56年の220と年々増加の傾向を示し、56年の指標値は、人口10万対8.5で、全国平均6.9を上回っている。しかし、医療体制の整備を考えるなら、人口増加地域や過疎化の目立つ地域における医療の確保を図り、上述の地域の特徴を徐々に薄めていき、いつでもどこにいても医療サービスを受けられるような方向にもっていくことが必要かと思われる。

次回は、一般診療所・歯科診療所の地域的分布と特徴について検討したい。(統計課・企画分析グループ)

表-1 人口10万人当たり一般病院数（個別指標値）

区 分	52年	53	54	55	56
茨 城 県	7.78	8.04	8.17	8.44	8.48
県北平坦 地域	9.89	10.28	10.28	10.67	10.71
県北山間 地域	7.94	8.27	8.60	9.18	9.17
鹿 行 地 域	8.20	8.12	8.05	8.82	9.14
県南 地 域	6.64	6.98	7.11	7.10	6.63
県西 地 域	5.79	5.91	6.24	6.36	7.05
水 戸 市	12.17	11.94	12.19	12.99	13.76
日 立 市	10.86	10.82	10.80	11.73	11.22
土 浦 市	11.17	11.92	11.72	11.55	11.41
古 河 市	8.96	8.88	8.87	8.83	8.79
石 岡 市	17.55	19.33	19.04	18.82	18.68
下 館 市	8.46	8.36	8.26	8.15	8.10
結 城 市	6.45	8.27	8.12	8.10	12.03
龍 ヶ 崎 市	4.78	4.73	7.00	6.96	6.89
那 珂 市	3.01	6.07	6.07	6.00	6.01
下 妻 市	10.02	9.95	13.12	13.02	12.88
水 戸 道 市	2.54	2.51	4.99	4.95	4.91
常 陸 太 田 市	11.17	13.95	19.53	22.23	22.24
勝 田 市	11.84	13.76	12.28	10.80	9.50
高 萩 市	9.50	9.49	9.46	12.33	12.20
北 茨 城 市	8.90	8.79	6.48	6.29	6.19
笠 間 市	6.44	6.43	6.42	6.41	6.41
取 手 市	8.37	7.81	7.33	8.42	8.13
岩 井 市	2.55	2.52	2.50	2.48	2.45
常 陸 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
茨 城 町	6.31	6.25	6.19	6.08	6.01
小 川 町	5.68	11.15	11.16	11.09	11.12
美 野 里 町	5.53	5.46	5.34	5.17	5.08
内 原 町	7.08	7.04	7.06	6.98	6.99
常 北 町	18.91	18.90	18.88	18.66	18.61
桂 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
御 前 山 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大 洗 町	18.54	18.57	18.61	18.83	19.01
友 部 町	11.95	11.72	15.34	15.09	18.73
岩 間 町	6.59	6.51	6.50	6.52	6.41
七 岩 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
東 那 瀬 町	13.29	13.21	13.24	13.11	13.11
瓜 連 村	7.48	7.18	6.96	6.85	6.73
大 山 町	2.79	2.74	2.70	5.32	5.26
美 和 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
縮 川 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金 砂 郷 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水 府 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
里 美 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大 子 町	13.24	13.39	13.53	13.55	13.68
十 王 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
旭 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
鉾 田 町	11.18	11.11	11.08	14.56	14.53

表一 1 つづき

区 分	52年	53	54	55	56
大 洋 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大 野 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大 鹿 島 町	15.90	15.87	15.56	15.46	15.12
神 栖 町	6.38	6.24	6.14	6.20	6.00
波 崎 町	5.97	5.89	5.86	8.54	11.35
麻 生 町	5.52	5.54	5.55	5.51	5.53
牛 堀 町	29.54	29.60	29.76	29.45	29.45
湖 来 町	14.14	13.80	13.63	13.46	13.32
北 浦 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
玉 造 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
江 戸 崎 町	0.00	7.88	7.69	7.64	7.51
美 浦 村	11.91	7.73	7.45	14.80	14.69
阿 見 町	3.21	3.13	3.05	2.97	2.91
牛 久 町	3.20	5.93	5.45	4.98	4.62
荃 崎 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新 利 根 村	11.58	11.45	11.46	11.37	0.00
河 内 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
桜 川 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
東 村	7.76	7.75	7.74	7.54	7.51
出 島 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
玉 里 村	15.43	14.95	14.50	14.27	13.97
八 郷 町	3.62	3.59	3.59	3.53	3.51
千 代 田 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
新 治 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
桜 谷 村	9.56	8.16	6.68	5.80	2.78
田 部 町	8.61	8.36	7.71	6.80	6.47
伊 奈 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
谷 和 原 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
里 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
筑 波 町	9.02	8.95	8.92	8.87	8.85
大 穂 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
関 城 町	6.54	6.46	6.41	6.37	6.29
明 野 町	5.85	5.79	5.73	5.66	5.62
真 野 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大 和 村	13.57	13.54	13.36	13.42	13.31
協 和 町	6.43	6.35	12.55	12.38	12.22
八 千 代 町	4.48	4.45	4.42	4.38	4.32
千 代 川 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石 下 町	10.10	9.98	4.95	4.91	4.86
総 和 町	5.90	5.77	5.64	8.26	10.73
五 霞 村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
三 和 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
猿 島 町	6.95	6.92	6.89	6.75	13.41
境 町	4.03	4.00	3.96	3.89	3.86
守 谷 町	0.00	0.00	5.95	5.69	5.49
藤 代 町	9.02	8.65	12.01	11.33	11.10
利 根 町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平 均 値	5.72	5.91	6.10	6.31	6.30
標 準 偏 差	5.82	5.86	6.01	6.17	6.34

## 主な統計調査事業のあらまし(昭和59年度)

昭和59年度は例年実施されている経常調査のほか、周期調査として大規模な統計調査の本調査や準備調査、及び準備事務等が行われる予定です。

本年度も統計関係者をはじめ県民の皆さまのご協力をお願いいたします。

### 1985年農業センサス

昭和60年2月1日現在をもって「1985年農業センサス」を実施します。

調査の概要については、次のとおりです。

#### 1. 調査の目的

1985年農業センサスは、農業生産の再編成、地域農業の組織化等が進展している状況の下で、我が国農業の基本的構造の現状とその動向を農業集落、市区町村段階から全国段階に至る各段階別に明かにし、農政の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計資料を整備することを目的としています。

我が国の農業、農家、農村は、近年の経済社会の変化の中で、食料消費の伸び悩み、農産物の供給過剰ないし需給緩和、農産物価格の低迷、農業所得の伸び悩み、雇用機会の縮小、農業就業者の高齢化等多くの問題に直面しています。

このような状況の中で、我が国農業に対する効率化の要請が強まっており、諸外国からは農産物の一層の市場開放を求められています。他方、国民のなかには、食料自給力の維持強化を求める声も強くなっています。

今後、我が国経済社会は、安定成長が定着し、高齢化成熟化、国際化という大きな流れを一層強めていくとみられ、農業、農村は、食料の安定的供給という役割とともに、高齢者を含む農村地域住民の就業・生活の場として、また、都市住民の自然との触れ合いの場としての意義、役割を更に高めることになると考えられます。

こうした認識に立って、農業、農村が時代の諸要請に応じていくためには、特に次の四つの課題に重点をおいて農政を展開していく必要があります。

- (1) 地域農業の組織化を進める中で、中核農家の経営規模の拡大や高能率な生産組織の育成を一層推進する等により、農業の生産性向上を促進する。
- (2) 水田利用再編第三期対策をはじめとする農業生産の再編成を進め、需要の動向に適切に対応し得る農業生産構造を地域の実態に即して確立し、総合的な食料自給力の維持強化を図る。
- (3) 食料品価格の安定に努めるとともに、国民の価値観の

変化に伴い多様化している食料需給に適切に対応しつつ、国民に健康的で豊かな食生活を保障する。

- (4) 緑資源としての農用地、森林保全を図りつつ、時代の要請に応じた新たな農村地域社会を形成していく。このような施策を推進するに当たって、我が国農業の基本構造の現状と動向を明らかにする統計資料は不可欠です。1985年農業センサスは、この要請に応じて、農業事業体の状態、農業労働の投下、土地利用、農業機械の所有及び利用、農作業の受委託等農業の実情を総体的に明らかにし、これを全国、都道府県別のみならず、市区町村、農業集落等の小地域別までの統計の整備を行うものです。

#### 2. 調査の範囲

次の各号の一に該当する農業事業体について調査します。

- (1) 経営耕地面積(借入地含む)が10アール(約1反)以上で農業を営む世帯。
- (2) 経営耕地面積(借入地含む)が10アール(約1反)未満でも調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が10万円以上ある世帯。
- (3) 学校、試験場、農協、協同事業体、会社等のうち、上記(1)、(2)のいずれかに該当する世帯以外の農業事業体。

#### 3. 調査事項

- (1) 農家にあつては世帯員の状態、農家以外の農業事業体にあつてはその経営の態様。
- (2) 農業労働
- (3) 耕地、山林及びその他の土地
- (4) 家畜(家さん及びみつばちを含む)及び蚕
- (5) 農業用機械とその他の施設
- (6) 農業生産物
- (7) その他農業事業体の現況を把握するために必要な事項

#### 4. 調査の方法

農家調査については、調査員が農家を代表する者に一部項目の自計を依頼し、後日自計部分以外の項目について聞き取り調査を行い、また、農家以外の農業事業体調査については、指導員がその事業体を代表する者に面接し、聞き取り調査の方法により実施します。

## 5. 調査の系統

農林水産省一県一市町村一指導員一調査員一農業事業体

## 6. 集計及び公表

(1) 集計は、茨城県及び農林水産省が実施します。

(2) 公表は、昭和60年11月30日までに実施します。

(農林経済グループ)

## 昭和59年全国消費実態調査

## 1. 全国消費実態調査について

全国消費実態調査は、昭和34年に第1回調査が実施されて以来、5年毎に行われ、今回の調査はその6回目に当たります。

この調査は、家計を、所得・消費・資産の面から総合的にとらえ、都道府県などの地域別や、世帯の所得・資産・類型などを組み合わせた詳細な世帯区分別の家計データを提供することを目的とした統計調査で、世帯に日々の収入・支出について、9・10・11月の3か月間家計簿をつけてもらうこと、及び調査世帯数の多い大規模な調査であるといった特色を持っています。

全国消費実態調査は、もともと、このようなねらいと特色を持っていますが、このほかに、今回の調査では、今後予想される高齢化社会へ対応するため、高齢者をめぐる家計の実態把握を充実し、また、近年の消費形態の多様化に対応するため調査項目に若干工夫をこらすこととし、日本経済の安定成長期の家計の姿を浮き彫りにすることにねらいを置いています。

## 2. 調査のしくみ

## (1) 調査の法的根拠

全国消費実態調査は、統計法による指定統計として指定され、全国消費実態調査規則が定められています。

## (2) 調査の系統

調査は、総務庁統計局を主管部局とし、内閣総理大臣一県知事一市町村長一指導員一調査員(県で93人)一調査世帯(1,162人)の系統で行われます。

## (3) 調査対象

この調査は、全国の全世帯を調査の対象とします。

調査世帯は、標本理論に基づいた方法で抽出された1,162世帯(2人以上の普通世帯1,080世帯、単身者世帯82世帯)です。これらの世帯は、2人以上の普通世帯と単身者世帯とに分けて抽出され、2人以上の普通世帯は、市部では全部の市の世帯の中から、町村部では17町村の世帯の中から抽出されたものです。単身者世帯は、寮・寄宿舎に住む単身者と間借りやアパートなどで1人で生活している単身者とに分けて抽出されたものです。

## (4) 調査の期間

この調査で調査世帯に家計簿を記入してもらう期間は、2人以上の普通世帯の場合には、9月、10月、11月の3か月間、単身者世帯の場合には、11月1か月間です。

## (5) 調査票

この調査で用いる調査票には、家計簿、耐久財・年収・貯蓄等調査票、世帯票の3種類があります。これらは、いずれも2人以上の普通世帯と単身者世帯とで、様式が異なります。

家計簿……日々の収入・支出を項目別に調査するためのもので、2人以上の普通世帯用は「甲」と「乙」とに分かれており、「甲」は9月、10月に記入してもらい、「乙」は生活用品などの購入先を含めて11月に記入してもらう家計簿です。

なお、勤労者世帯と無職世帯については収入と支出を調査しますが、それ以外の世帯については支出のみを調査し、収入は調査しません。

耐久財・年収・貯蓄等調査票……耐久消費財の所有数量貯蓄・負債の保有高など世帯の資産に関する事項のほか、年間収入や家計を賄う収入の種類などを調査するためのもので、11月末日現在で世帯に記入してもらいます。

世帯票……世帯及び世帯員に関する事項や住居に関する事項を調査するためのもので、家計簿の記入依頼時に調査員の聞き取りにより調査します。2人以上の普通世帯では「普通世帯票」、単身者世帯では「単身者世帯票」を使います。

## 3. 調査の結果

調査員により取り集められた調査票は、すべて最終的に総務庁統計局に集まります。その調査票は、総務庁統計局において内容検査を行い、電子計算機によって、調査結果として統計表の形にまとめられます。

統計表は、「2人以上の普通世帯」、「単身者世帯」、夫婦共働き世帯・母子世帯・高齢者世帯などの「特定世帯」に分けて、それぞれ地域別や詳細な世帯区分ごとにまとめられ、昭和60年度末までに公表する予定になっています。

## 4. 秘密の保持

この調査は、統計法の規定による指定統計調査ですから、

この調査の内容を、統計を作ることに以外に用いたり、調査票に書かれた内容を他に漏らすことは、法律で固く禁じられています。調査の第一線で調査活動を行う調査員の方は、調査世帯の信頼を得るためにも、調査上知り得た事柄を他

に漏らすことのないようお願いします。この調査は、個々の世帯の家計上の収入・支出・資産を調査するものですが、特に、注意して下さい。

(農林経済グループ)

## 昭和60年国勢調査第4次試験調査

明年10月1日には、第14回目の国勢調査(昭和60年国勢調査)が実施されます。

昭和60年国勢調査は、不在世帯や非協力世帯増加、プライバシー保護運動の高まりなど、前回の昭和55年調査にも増して困難な調査環境の下での実施が見込まれます。こうした状況下において調査の正確かつ円滑な実施を期すべく、総務庁統計局では調査方法を始め、調査の企画・立案に必要な諸事項について実地に検討するため、第1次(昭和58年6月)～第4次(昭和59年6月)までの試験調査をすでに実施し、また実施することになっています。

今回実施される第4次試験調査は、昨年から実施してきた3回の試験調査での検討を踏まえた調査方法等について最終的に実施上の問題点を把握し、昭和60年国勢調査の実施計画の策定に資するとともに、都道府県及び市町村における実施事務の参考とするというねらいをもって、各道府県の県庁所在地及び東京都葛飾区並びに川崎市、北九州市の49市区600調査区において実施されるものです。

今回の第4次試験調査は、以下に述べる要項により実施されます。

### (1) 調査の目的

昭和60年国勢調査の実施に先立ち、調査方法の適否、調査関係書類の様式・設計の適否等の検討及び都道府県及び市町村における実施事務の参考としています。

### (2) 調査における検討事項

今回の試験調査においては、次の項目について検討することになっています。

- ① プライバシーを保護するための方法
- ② 不在世帯に対する調査方法
- ③ 調査員の選考・配置及び教育訓練の方法
- ④ 調査票の様式及び設計の適否
- ⑤ 調査の手引その他関係書類の様式及び設計の適否
- ⑥ 統計局への調査関係書類の輸送方法

### (3) 調査の地域及び対象

調査の地域は、各道府県の県庁所在地及び東京都葛飾区並びに神奈川県川崎市、福岡県北九州市の49市区600調査

であり、統計局から指示された茨城県の調査区域は、水戸市内の10調査区です。また調査対象は、調査時においてその調査区内に常住するすべての人(世帯)です。

### (4) 調査時及び調査の日程

試験調査は、昭和59年6月26日(火)午前零時現在で実施し、その日程は次のとおりです。

- ① 調査員事務打合せ会 6月13日(水)
- ② 調査員による調査票の配布 6月18日(月)～6月25日(月)
- ③ 調査票の取集及び検査 6月26日(火)～7月4日(水)
- ④ 調査票の提出(調査員から水戸市へ) 7月5日(木)
- ⑤ 調査票の審査 7月6日(金)～7月7日(土)
- ⑥ 調査員感想会 7月10日(火)
- ⑦ 調査票の提出(県から統計局へ) 7月13日(金)

### (5) 調査事項

昭和60年国勢調査は、国勢統計令の定めにより簡易な方法による調査です。今回の試験調査項目はそれと同じであり、次の17項目で実施されます。

- ① 世帯に関する事項
  - ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月
  - エ 世帯主との続き柄 オ 配偶の関係
  - カ 国籍 キ 就業の状況
  - ク 所属の事業所の名称及び事業の種類
  - ケ 仕事の種類 コ 従業上の地位
  - サ 従業地又は通学地
- ② 世帯に関する事項
  - ア 世帯の種類 イ 世帯員の数
  - ウ 住居の種類 エ 居住室の数
  - オ 居住室の広さ カ 住宅の建て方

### (6) 調査の方法

#### ① 調査の機関

都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けてその管轄区域内の調査の執行を指揮監督します。市長は、知事の指揮監督を受けてその管内区域内の調査を執行します。

#### ② 調査員

調査員は、市長の推薦に基づいて知事が任命し、市長の

指揮監督を受けて、担当する調査区内にある世帯に対し調査票の配布、収集、検査等調査の実施にあたります。

#### (7) 調査結果の検討

調査終了後県統計課は、調査員の作成した調査員記録票、市職員等が作成する関係職員記録票、審査結果記録票

及び調査員感想会の意見・感想に基づいて、試験調査実施状況を取りまとめて統計局へ報告し、統計局は各都道府県からの報告を受けて所要の分析を行い、昭和60年国勢調査実施にかかる企画立案の参考に資することになっています。

(人口労働グループ)

## 昭和60年商業統計調査及び商業実態基本調査(準備事務)

昭和60年5月1日現在で、商業統計調査及び商業実態基本調査を同時に実施いたします。これら調査の概要について述べてみますと、商業統計調査は、指定統計第23号として昭和27年に第1回調査を実施して以来、3年周期(昭和51年までは2年周期)の調査で、60年調査は第16回目の調査に当たります。この調査は、全国の商業(卸売業・小売業、飲食店)を漏れなく調査するいわば「商業の国勢調査」とも言われています。この調査によって、全国の商店数、従業者数、年間販売額等について業種別、規模別、地域別に把握し、商店の分布状況、販売活動等、我が国商業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査の範囲は、改訂日本標準産業分類(昭和60年4月1日適用)Ⅰ一卸売・小売業、飲食店に属する商店のうち中分類60—その他の飲食店を除くすべての商店について行いますが、国及び公共企業体に属する商店は除きます。このように、60年調査では飲食店2群(丙の2調査…バー、キャバレー、酒場等)及び一般飲食店のうち「料亭」に属するものについての調査を廃止することが大きな特徴になっています。

また、調査項目においても「ボランティア・チェーン又はフランチャイズ・チェーン組織への加盟の有無」(甲及び乙調査票)の欄が削除されることになりました。これは、60年調査では大規模調査が集中することから、これらの調査の一部廃止及び調査項目の削除などにより実査負担の軽減を図り、調査の円滑な実施を図ろうとするものです。調査の実施については、調査員の方が調査票をそれぞれ対象商店に配布して、対象商店が自ら記入し申告する方法(自計申告)によって行います。この調査の結果は、通商産業省及び県において刊行物により公表いたします。以上が商業統計調査の概要ですが、59年度においては60年調査の準備事務として、関係機関への広報活動、市町村担当職員事務打合せ会、事業所統計調査の補正名簿(57年、58年)と57年商業準備調査名簿との照合作業等を実施いたします。

商業実態基本調査は、指定統計第98号として昭和34～36年に第1回調査を実施して以来、6年周期の調査で、60年

調査は第5回目の調査に当たります。この調査は、我が国商業の経営の実態を明らかにし、中小商業施策の基礎資料を得ることを目的としています。

調査の範囲は、改訂日本標準産業分類(昭和60年4月1日適用)Ⅰ一卸売業(代理商、仲立業を除く。)、小売業(飲食店を除く。)に属する事業を経営する企業のうち、通商産業大臣が指定するものについて行います。調査は、卸売業調査及び小売業調査の2種類で次に掲げる事項について行います。

#### ア. 卸売業調査

- (1)企業名と所在地 (2)経営組織と資本金額
- (3)従業者 (4)商品販売額等 (5)商品販売先
- (6)商品仕入額 (7)商品販売決済方法と仕入決済方法
- (8)商品手持額 (9)営業費と支払利息 (10)営業用資産
- (11)借入金 (12)共同化の状況 (13)仕入先と販売先との関係 (14)経営者及び従業者の能力開発

#### イ. 小売業調査

- (1)～(4)は卸売業調査と同じ (5)商品販売方法別割合
- (6)商品仕入額 (7)商品手持額 (8)営業費と支払利息
- (9)営業用資産 (10)借入金 (11)休業日、休日
- (12)共同化の状況 (13)経営の現状 (14)経営者及び従業者の能力開発 (15)将来の経営方針 (16)営業と家計の関係・副収入

調査は、調査員の方が商業実態対象抽出名簿に基づき、調査票(卸売業・小売業)をそれぞれ対象企業に配布して、対象企業が自ら申告する方法(自計申告)によって行います。この調査の結果は、通商産業省において刊行物により公表いたします。59年度においては、60年調査の準備事務として、関係機関への広報活動、市町村担当職員事務打合せ会等を実施いたします。

このように、59年度は、両調査とも60年調査の準備事務を実施しますので、関係者各位の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

(商工グループ)